

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【会社名】	株式会社きんでん
【英訳名】	KINDEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 上坂 隆勇
【本店の所在の場所】	大阪市北区本庄東2丁目3番41号
【電話番号】	06-6375-6000(代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 小林 広明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段南2丁目1番21号
【電話番号】	03-5210-7272(代表)
【事務連絡者氏名】	東京本社総務法務部副部長 原田 成記
【縦覧に供する場所】	株式会社きんでん 東京本社 (東京都千代田区九段南2丁目1番21号) 京都支店 (京都市南区西九条西柳ノ内町8番地) 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通4丁目1番1号) 奈良支店 (奈良県奈良市大安寺6丁目20番8号) 和歌山支店 (和歌山県和歌山市十一番丁47番地) 滋賀支店 (滋賀県草津市野路東7丁目3番49号) 横浜支社 (横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号(クイーンズタワーC棟)) 東関東支社 (千葉市中央区富士見1丁目14番13号(千葉大栄ビル)) 北関東支社 (さいたま市大宮区土手町1丁目49番地8(G・M大宮ビル)) 中部支社 (名古屋市中村区名駅1丁目1番4号(JRセントラルタワーズ)) 中国支社 (広島市西区横川町2丁目13番5号) 九州支社 (福岡市博多区祇園町7番20号(博多祇園センタープレイス)) 北海道支社 (札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)) 東北支社 (仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)) 四国支社 (高松市福岡町3丁目4番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 東京本社並びに京都支店、神戸支店及び奈良支店を除く支店、支社は金融商品取引法の規定による縦覧に供するべき支店ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供するものである。

1【提出理由】

2023年6月27日開催の当社第109回定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金21.5円 総額4,400,533,269円

第2号議案 取締役15名選任の件
取締役として、土井義宏、上坂隆勇、林 弘之、西村 博、佐藤守良、田中日出男、福田 隆、伊崎幸治、堀切正則、鳥山半六、高松啓二、森川桂造、相良和伸、小久江晴子及び武藏扶実を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件
監査役として、錦織和昭を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注)3
第1号議案	1,794,379	54,092	120	(注)1	可決(96.9%)
第2号議案				(注)2	
土井 義宏	1,498,391	350,080	120		可決(80.9%)
上坂 隆勇	1,495,891	352,580	120		可決(80.7%)
林 弘之	1,529,446	319,025	120		可決(82.6%)
西村 博	1,530,591	317,880	120		可決(82.6%)
佐藤 守良	1,530,560	317,911	120		可決(82.6%)
田中日出男	1,530,478	317,993	120		可決(82.6%)
福田 隆	1,529,827	318,644	120		可決(82.6%)
伊崎 幸治	1,530,502	317,969	120		可決(82.6%)
堀切 正則	1,530,622	317,849	120		可決(82.6%)
鳥山 半六	1,538,398	310,073	120		可決(83.0%)
高松 啓二	1,535,018	313,453	120		可決(82.9%)
森川 桂造	1,538,111	310,360	120		可決(83.0%)
相良 和伸	1,538,135	310,336	120		可決(83.0%)
小久江晴子	1,785,546	62,925	120		可決(96.4%)
武藏 扶実	1,784,899	63,572	120		可決(96.3%)
第3号議案				(注)2	
錦織 和昭	1,565,025	283,446	120		可決(84.5%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりである。

本株主総会に出席した株主の議決権数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していない。

以上